度補正予算（第一号）に係る地方債の取扱いについて」（令和六年十二月十七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）及び「令和六年度一般会計予備費の使用に係る地方債の取扱いについて」（令和七年二月二十八日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）のうち公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、一般補助施設整備等事業、一般事業、地域活性化事業及び国土強靭化施策に係る地方債（以下「令和六年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額

［2　略］

四十四　地方税の減収補填のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同意等予定額について（平成二十一年二月十八日付け総財地第三十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成二十年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十年度減収補填債」という。）、平

千円

［2　同上］

四十四　地方税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額

1　地方税（道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金（以下「利子割交付金」という。）及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金（以下「法人事業税交付金」という。）に限る。）の減収補填のため、平成十六年度において「平成十六年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十七年三月十八日付け総財地第八十二号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十六年度減収補填債」という。）、平成十七年度において「平成十七年度減収補てん債に係る起債許可予定額の枠配分について（平成十八年三月十七日付け総財地第九十四号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき発行を許可された地方債（以下「平成十七年度減収補填債」という。）、平成十八年度において「平成十八年度地方債同意等予定額について（平成十九年三月八日付け総財地第八十八号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十八年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十八年度減収補填債」という。）、平成十九年度において「平成十九年度地方債同意等予定額について（平成二十年三月七日付け総財地第六十号都道府県知事あて総務事務次官通知）」に基づき平成十九年度減収補填債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成十九年度減収補填債」という。）、平成二十年度において「平成二十年度地方債同

千円